

## 旧広島市民球場跡地の活用に係る取組の状況について

令和2年11月19日  
都市圏魅力づくり推進課

## 1 要旨

広島市では、旧広島市民球場跡地（以下「球場跡地」という。）について、Park-PFI及び指定管理者制度を活用することとし、取組を進めている。

## 2 広島市における取組状況

## (1) 「中央公園の今後の活用に係る基本方針」の策定（令和2年3月）

球場跡地を含む中央公園全体の在り方について、県も参加した「中央公園の今後の活用に係る有識者会議」による審議を経て、具体的なイメージ等を示す「中央公園の今後の活用に係る基本方針」を策定。

## 《「中央公園の今後の活用に係る基本方針」における球場跡地の活用方針》

- 「イベント・集客ゾーン」として位置づけ。
- 平和記念公園や水辺空間と一体となった緑豊かなオープンスペースを中心としたゾーンとするとともに、年間を通じて多様なイベントが開催され、若者を中心とする多くの市民や平和記念公園を訪れる観光客を引き付けるにぎわいとおもてなしの心が感じられるゾーンとする。
- 概ね5年以内の短期的な取組として、民間活力の活用を前提に、一定規模の屋根を備えたイベント広場を早期に整備する。

## (2) 旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会の開催及び民間事業者へのヒアリング（公募型サウンディング調査）の実施（令和2年10月～）

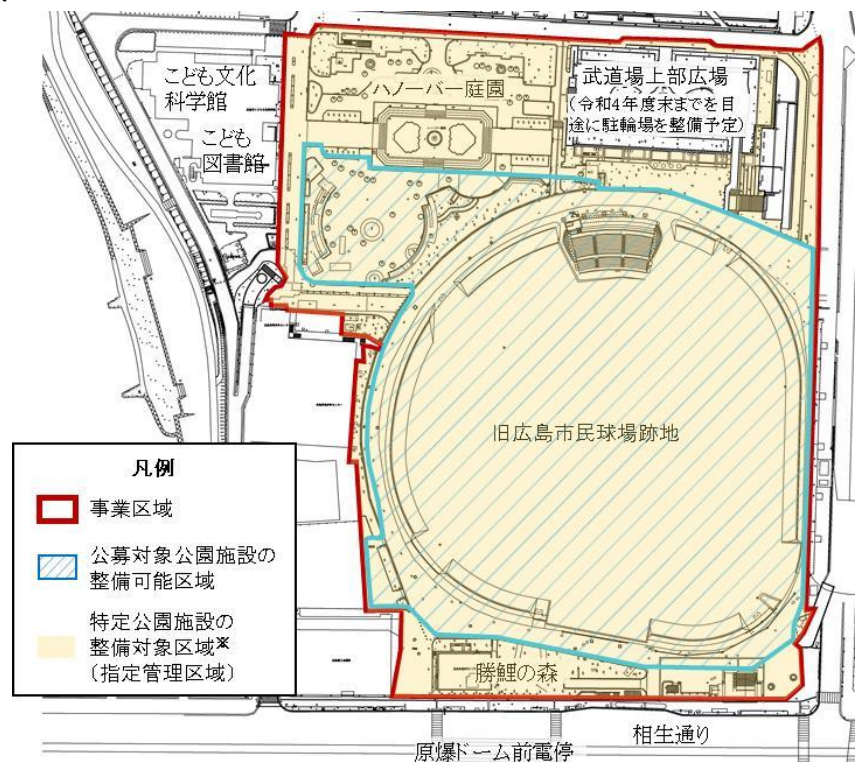
事業の概要や条件などを示した「公募設置等指針（素案）」等について、10月29日に第1回旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会を開催し、審議するとともに、10月16日から民間事業者へのヒアリング（公募型サウンディング調査）を実施。

## 3 公募設置等指針（素案）の概要

## (1) 事業概要

## ア 事業スキーム及び事業区域

本事業では、Park-PFIを導入し、民間事業者が飲食・物販等の収益施設（公募対象公園施設）及び屋根付きイベント広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を行うとともに、指定管理者としてイベント広場等の管理・運営を担うこととする。



### イ 事業期間

- ・民間事業者が広島市に提出する公募設置等計画の有効期間は、令和4年4月1日から20年間
- ・指定管理期間は、令和5年3月(目標)から令和24年3月末までの約19年間

## (2) Park-PFI事業に係る事項

### ア 公募対象公園施設について

イベント参加者を始めとする来訪者が気軽に立ち寄れる飲食施設は必ず提案すること。提案に当たっては、広島の「食」を楽しめるなど、広島らしさやおもてなしの心を感じられることや、事業区域周辺に好影響が及ぶような高い集客効果が得られることについて配慮すること。

| 項目  | 面積   |
|---|--|
| 建築面積  | 2,000㎡以下   |
| 延床面積  | 4,000㎡以下(広島市が定める建築物等の高さ基準及び高さの最高限度を超えない範囲で、2階建てまで可能とする。) |
| 排他的に占有できる屋外部分の面積<br>(飲食施設のオープンスペースや有料の屋外遊戯施設など) | 200㎡以下<br>※建築面積以外に設置できる面積                                |

### イ 特定公園施設について

| 施設名                    | 求める機能, 留意事項(主なもの)  |
|------------------------|--|
| イベント広場                 | ・国際的な大会から日常的な行事まで大小様々なイベントが常時開催される広場を整備<br>・電気や給排水設備などのイベント用インフラ設備を複数か所整備      |
| オープンスペース               | ・来訪者が日常的に憩い、くつろぐことのできる芝生やベンチ、可動式のテーブルと椅子などを配置した四季折々の花々が楽しめるオープンスペースを整備         |
| 屋根                     | ・小規模イベントのほか、来訪者がくつろぎ、修学旅行生の昼食場所として活用できる屋根を整備<br>・概ね1,000㎡程度(800㎡から1,200㎡まで)の規模 |
| メインプロムナード(園路)          | ・新たに建設するサッカースタジアムまでをつなぐ南北軸に沿った園路を整備  |
| 便所                     | ・一定規模のイベント開催時の利用にも耐え得る基数を備えた便所を整備  |
| 外野ライト側スタンドの座面を活用した憩いの場 | ・事業対象区域に残る外野ライト側スタンドは事業者が撤去し、「勝鯉の森」付近に長さ8m・幅2m・高さ1m程度(ベンチ3段分程度)のスタンドを再現        |

## (3) 指定管理業務に係る事項

指定管理業務は、特定公園施設の整備対象区域を対象範囲とし、維持管理、運営、利用促進の取組及び自主事業等の業務を行う。

## (4) 指定管理業務に関する附帯要件

イベント広場の管理・運営を行うことになる民間事業者は、当該管理・運営が中央公園全体の魅力向上を左右する要となることから、園内の各施設と連携し、園内全体のマネジメントを担う協議体を立ち上げ、その構成員となることとする。その立ち上げや協議体の構成員として支出すべき費用は、民間事業者自らの負担とする。

## 4 今後の取組スケジュール

|       |      |                                     |
|-------|------|-------------------------------------|
| 令和3年  | 1月   | 第2回旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会             |
|       | 3月   | 公募開始                                |
|       | 7月頃  | 民間事業者の選定                            |
|       | 9月以降 | 広島市議会による指定管理者の指定等の議決後、民間事業者による設計・整備 |
| 令和4年度 |      | 民間事業者による設計・整備(継続) ~ 供用開始            |

## 5 県の対応

球場跡地だけでなく、サッカースタジアムや広島城と連携した中央公園全体のにぎわいづくり、更には、都心の回遊性を高めるための拠点施設として都心全体のにぎわいづくりに資するものとなるよう、広島市と連携して取り組んでいく。